

AGS-J、遭難事故対策内規

(目的)

第1条 この内規は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会(以下当協会という)会員のガイド活動中の遭難・事故への対処や、救助要請があった際などに速やかに対処するとともに、遭難事故防止に一定の秩序を設けるために定める。

(遭難救助への対応範囲)

第2条 救助要請への対応方法については次の5種とし対応する。

- 1) 当協会の事業として行われる各種活動での遭難・事故にはAGSJ救助隊を編成しこれに対処する。
- 2) 会員個人のガイド活動中の遭難・事故にはAGSJ救助隊を編成しこれに対処する。
- 3) 当協会の事業として行われる登山学校生、ガイド養成学校生、他の年間契約生徒、及び事務局員などの協会の活動に密接に関わりあう者による個人山行中での自身の遭難・事故についてはAGSJ救助隊を編成しこれに対処する。
- 4) 当協会員外の遭難・事故について外部からの救助要請があった場合、遭難対策委員長、事務局長、専務理事の協議の上で、AGSJ救助隊の出動が必要と認められる場合は、AGSJ救助隊を編成してこれに対応する。
- 5) 事業協力約定を結ぶjRO(日本山岳救助機構合同会社)からの救助要請があった場合、遭難対策委員長、事務局長、専務理事の協議の上で、AGSJ救助隊を編成してこれに対応する。
- 6) その他の救助要請については、原則として会員の任意対応とする。

(AGSJ救助隊の編成)

第3条 遭難対策委員会より発表される連絡網にてAGSJ救助隊を編成する。必要と認められる場合は、当協会員外からの加入も出来る。とともに、遭難対策委員長、事務局長、専務理事の協議により救助隊長を選任する。

2) 救助隊本部を原則として当協会事務局に設ける。

3) 救助隊本部長には、遭難対策委員長、事務局長、専務理事、理事のいずれかから選任する。

(AGSJ救助隊参加と報酬について)

第4条 会員は、ガイド活動中の場合を除いてAGSJ救助隊への参加要請があったならば、速やかに参加し、救助活動を開始しなくてはならない。

2) 会員は、AGSJ救助隊参加に伴う経費の全額を証明書(領収書等)を添えてガイ

ド協会に請求することが出来る。

3) 報酬については、別途定める内規「ガイドレシオと標準ガイド料金に関する内規」による。

4) 会員がガイド活動他の経済活動を中止して参加しても、ガイド協会はその損害を賠償するものではない。

(費用の支出と精算について)

第5条 救助の経費、報酬費用の精算については、次に定める。

1) 第2条1の場合は、当協会が全ての費用を拠出する責任を負い、遭難対策保険を活用して精算する。

2) 第2条2の場合は、当協会事務局が取り纏めて救助要請会員に請求し、精算する。会員は、遭難対策保険を活用して精算する。

3) 第2条3の場合は、当協会事務局が取り纏めて救助要請者に請求し、精算する。救助要請者は、遭難対策保険を活用して精算する。

4) 第2条4及び第2条5の場合は、当協会事務局が取り纏めて救助要請者、或いは救助要請団体に請求し、精算する。

5) 救助活動に任意参加の場合は、会員個人が精算に対応するものとし、当協会としては関知しない。

(会員のガイド活動中の遭難・事故での対応)

第6条 第2条の2による会員個人のガイド活動中の責任の全ては、その会員個人に帰するものとする。尚、当協会の援助を必要とするときは、その援助を要請する権利を有し、報告書の提出と経費の全てを負担する義務を負う。又、要請は会員自身ではなくとも親族からの要請であっても、急を要すると判断される場合は同等に扱う。

(報告書)

第7条 AGSJ救助隊が編成された場合や会員の任意の救助活動参加があった場合には、遭難対策委員会に報告するとともに、遭難救助報告書、救助費用精算書を作成し、理事会承認のうえで会員に報告しなくてはならない。

2) 報告書提出の期限は、2ヶ月以内とする。又、医療行為中の場合は医療行為完了後2ヶ月以内とする。

(遭難対策保険の加入と遭難対策準備金)

第8条 会員は、当協会の行事主催者責任賠償保険、加えてガイド業務中をも含む、ガイド個人の障害、遭難捜索費用を担保とする保険に加入していなくてはならない。

2) 当協会は、主催事業に関わる対策として行事主催者責任賠償保険に加入する。

3) AGSJ救助隊隊長は、救助隊参加者の遭難保険の有無を確認し、必要な場合は救助活動開始前に保険加入を行っておかなくてはならない。

4) 当協会は急を要する救助隊の出動費用として会員より遭難対策準備金を徴収しプールしておくことが出来る。

(懲戒処分)

第9条 当内規に定めた義務違反があった場合、およびガイド手法が遭難事故に結びつくおそれがあると思われる場合には、遭難対策委員会は「注意」「警告」を勧告することが出来る。改められない場合には、「資格停止」、「退会勧告」「除名」等の懲戒処分を資格審査委員会に申し立てることが出来る。

(内規の改廃と内規外運用)

第10条 この内規に該当しない事態が発生した場合には、遭難対策委員会で協議し、理事会の承認得て運用する。

2) 当内規は、遭難対策委員会において起案し、理事会の2/3の賛成をもって改廃する。

内規制定日 平成11年5月11日

改定 平成23年3月 7日

改定 平成25年1月15日

一般社団法人日本アルパインガイド協会
遭難対策委員会